

平成 25 年 4 月 16 日

〇〇〇党 御中

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク
会長 伊藤 譽志男

「第 183 国会 閣法 議案番号 4 4 食品表示法案」に関する政策アンケート

平成 25 年 4 月 5 日に、閣議決定後国会へ提出されました「食品表示法案」につきまして、御党のご方針をお尋ね申し上げますとともに、要望を申し上げます。

1. 御党は、この法律案に賛成されますか、あるいは反対されますでしょうか。
2. 第 1 条の（目的）に「並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興」との文言、第 4 条の（食品表示基準の策定等）の 4 に「又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興」との文言、同 5 に「又は消費者の需要に即した当該酒類の生産の振興」との文言があります。私たちは、消費者に資することによって生産者の利益が生まれる、即ち、生産者と消費者は「Winn-win」の関係であるので、「生産の振興」との文言は不要と考えますが、いかがでしょうか。
3. 全ての加工食品への原料・原産地表示の拡大、不公正な無添加表示の是正に繋がる添加物表示の制度の見直し、遺伝子組換え食品の表示制度の見直し等を行うための検討会を速やかに立ち上げ改正に着手することを要望します。また、これらの検討会の半数の委員は、消費者側の委員とすることも御願いたいと思います。
4. 輸入食品の表示の監視・指導を検疫所で一元的に実施できるように、根拠法を整備・調整し、予算措置を講ずることを要望します。
5. 直近の食品表示法の改正時に、食品衛生法第 20 条を、食品表示法に移行させ、消費者庁所管とすることも要望します。
6. 適格消費者団体が行った差止請求の妥当性・公平性を消費者委員会が評価することを要望します。
7. 食品表示法の国民への浸透、事業者の対応状況等を政府が定期的に国会に報告することを要望します。

そこで、食品表示法案に関する御党の方針をご教授下さい。国会会期中で大変ご多忙中
と拝察いたしますが、5月15日迄に、要点のみでも書面にて教授下さい。

尚、ご教授いただきました書面は、ホームページで公表させていただきます。

宜しく願いいたします。

連絡先：

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク（大阪府指令府活2-271号）

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目1318 島根ビル5階

事務局長 中村 幹雄 （mikio-nakamura@mopera.net）

電話：06-6311-1494 FAX：06-6311-1484 携帯電話：090-3280-4181